

---

## 結社の自由・団体交渉権の尊重

手引き本編では39-40ページ



## 解説

**結社の自由はそれ自体が権利であると同時に、他の権利を実現するために重要な権利です。**

- 結社の自由は**労働者の権利**であると同時に、**他の権利を実現するための手段**として重要な権利です<sup>1</sup>。
- 結社の自由や団体交渉権が認められていなければ、労働時間や賃金などの労働条件について企業と交渉することが難しくなり、労働者の人権が尊重されない事態になりかねません。
- 結社の自由や団体交渉権を尊重するため、企業には以下の取組が求められています<sup>2</sup>。

- **従業員の結社に干渉しないこと**
- **すべての労働者が自ら選択する労働組合を結成したり、これに加入したりすることを認めること**
- **反組合的な差別待遇を行わないこと**
- **企業の方針、手続き及び慣行で、労働組合に関する見解または労働組合活動を理由に個人を差別しないこと**
- **労働者の代表が、企業の通常業務を阻害しないかたちでその任務を果たしている場合、その活動に干渉しないこと**

- 結社の自由や団体交渉権を尊重し、これらの権利を認めることを**方針等で明確**にすることが重要です。
- また、組合活動を理由とした差別や不利益な扱いをしないことを**ルール化**しましょう。そうすることで、労働者は躊躇せずに組合活動に参加できるようになります。



## 解説

**正当な理由なく労働者の代表と団体交渉を拒むことは、不当労働行為として禁止されています。**

- 労働者の団結権は**憲法28条**で保障されており、労働組合法により「使用者が雇用する代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと」は**不当労働行為として禁止**されています（労働組合法第7条第2号）。
- 労働組合の運営等に対する支配介入や経費援助は不当労働行為として禁じられていますが、賃金や社会・付加給付を喪失することなく労働者代表としての任務を果たすことができるようにすることは、組合活動を実効的に行うための措置であり、不当労働行為には該当しません<sup>3</sup>。



## 解説

**結社の自由と団体交渉権が制限されている国では、労働者が経営層や労働者代表に懸念を申し出る苦情処理制度など代替手段を設置してください。**

- 御社または御社のサプライヤー等の中には、**結社の自由が認められていない国**で事業を展開していることもあるでしょう。東南アジアの主要国を含め、世界では結社の自由が十分に保障されていない国が少なくありません。
- そのような場合、その企業が現地の法令遵守と結社の自由・団体交渉権の尊重との間で**板挟み**になってしまいます。現地法令と労働者の権利尊重に関する国際的な基準とが相反する場合、労働者が懸念を伝えることのできる苦情処理制度を設置するなど、その国の**国内法で許されている範囲で結社の自由・団体交渉権を尊重**するための取組を導入しましょう<sup>4</sup>。

# 結社の自由・団体交渉権の尊重

関連する日本及び国際的な法令・基準・ガイドライン

本編 39-40ページ



## 関連する日本及び国際的な法令・基準・ガイドライン



- 憲法
  - 勤労者の団結権及び団体行動権（第28条）
- 労働組合法



- 世界人権宣言
  - 労働組合の組織・加入の権利（第23条4）
- 自由権規約
  - 結社の自由（第22条）
- 社会権規約
  - 団結権、同盟罷業（ストライキ）の権利（第8条）
- ILO
  - 1948年の結社の自由及び団結権保護条約（第87号）
  - 1949年の団結権及び団体交渉権条約（第98号）

# 結社の自由・団体交渉権の尊重

出所・参考資料・リンク集

## 出所

- 1 ILO「ILOヘルプデスク: 結社の自由と団結権に関するQ&A」  
[https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS\\_720941/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_720941/lang--ja/index.htm)
- 2 同上
- 3 同上
- 4 同上

## 参考資料・リンク集

### ●省庁・公的機関

- 厚生労働省「労使関係総合調査（実態調査）」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html>
- 法務省「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応（詳細版）（「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書）」2021年  
<https://www.moj.go.jp/content/001376897.pdf>
- （独法）労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」  
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/index.html>

### ●国際機関・各国政府

- ILO「ILOヘルプデスク: 結社の自由と団結権に関するQ&A」  
[https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS\\_720941/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_720941/lang--ja/index.htm)

### ●NGO・業界団体等

- Freedom House  
<https://freedomhouse.org/>

---

# 労働安全衛生の確保

手引き本編では41-42ページ



## 解説

### 労働者の安全と健康の確保は企業の義務です。

- 労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確保することを**企業（使用者）に義務付けて**います。
- 労働安全衛生については、労働安全衛生法や労働安全衛生規則、消防法等の様々な規定が整備されており、これらの**法令を遵守する必要があります**。さらに、これまで大きな事故が起きていなかったとしても、何もしなくても今後も大丈夫と考えず、**労働安全衛生の取組**を積極的に進めてください。
- 労働安全衛生を確保すべき場所は、職場だけではなく、**寮や社宅、社員食堂**も含まれます。

#### 【労働安全衛生に関する主なポイント】

- **機械や原材料等の危険性や有害性に関する周知や適切な管理**
- **安全装置の整備**
- **安全作業手順の確立**
- **緊急事態や災害時の対応手順の明確化**
- **定期的な研修や避難訓練等の実施**
- **適切な消火設備や非常口の確保**



## 解説

食品関連業界は他産業よりも労働災害が多い傾向にあることを認識し、労働者の安全や衛生の確保に必要な対策を講じましょう。

- **食品産業（特に食品製造業）**は、スライサー等の食品加工用機械を使用して調理を行ったり、水や油を扱うこと等から、**労働災害の発生頻度が他産業と比べて高い傾向**にあります（次ページ参照）。
- 食品関連業界が労働災害が起こりやすい業界であることを意識して、**労働安全衛生の取組**を積極的に進めてください。

### 【食品産業の業種別労働災害ワースト3】



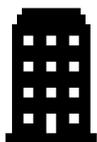
食品製造業

転倒、はさまれ・巻き込まれ、  
切れ・こすれ



小売業

転倒、動作の反動・無理な動作、  
墜落・転落



卸売業

転倒、墜落・転落、  
動作の反動・無理な動作



外食業

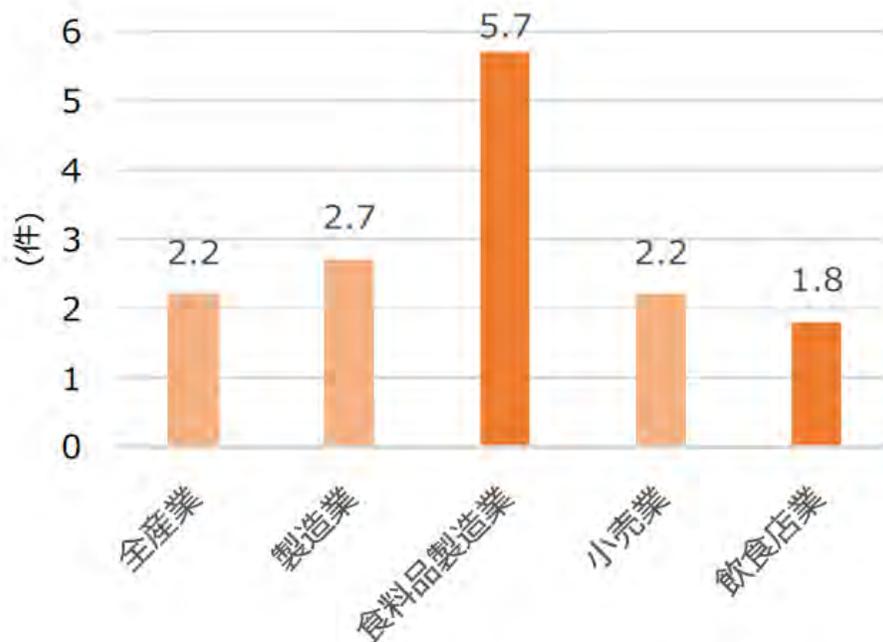
転倒、切れ・こすれ、  
高温・低温の物との接触



## 解説

労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数は食料品製造業において5.7件となっています。全産業の平均である2.2件より、食品製造業の労働災害は、**2倍以上多く発生**しています。

労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数



(出所) 農林水産省「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/hatarakikata\\_shokusan/attach/pdf/handbook-12.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/hatarakikata_shokusan/attach/pdf/handbook-12.pdf)



## 解説

### 食品産業の業種別労働災害ワースト5

業種	1位	2位	3位	4位	5位
食料品製造業	転倒 (28.8%)	はさまれ・巻き込まれ (20.6%)	切れ・こすれ (12.3%)	動作の反動・無理な動作 (9.4%)	墜落・転落 (8.5%)
小売業	転倒 (35.0%)	動作の反動・無理な動作 (14.3%)	墜落・転落 (11.8%)	交通事故 (10.1%)	切れ・こすれ (7%)
卸売業	転倒 (22.5%)	墜落・転落 (19%)	動作の反動・無理な動作 (13.8%)	はさまれ・巻き込まれ (12.3%)	激突 (6.2%)
外食産業	転倒 (28.6%)	切れ・こすれ (22%)	高温・低温の物との接触 (16.4%)	動作の反動・無理な動作 (9.1%)	墜落・転落 (6.9%)

### 食品産業の業種別労働災害の傾向

業種	1位	2位	3位	4位	5位
肉・乳製品	転倒 (27.7%)	切れ・こすれ (18.5%)	はさまれ・巻き込まれ (17.6%)	動作の反動・無理な動作 (9.3%)	激突 (5%)
水産食料品	転倒 (27.5%)	はさまれ・巻き込まれ (21.9%)	切れ・こすれ (16.4%)	動作の反動・無理な動作 (7.2%)	激突され (4.5%)
農産食料品	転倒 (31.1%)	はさまれ・巻き込まれ (21.3%)	切れ・こすれ (10.4%)	動作の反動・無理な動作 (7.8%)	高温・低温の物との接触 (4.8%)
パン・菓子製造	転倒 (29.5%)	はさまれ・巻き込まれ (27.4%)	動作の反動・無理な動作 (9.8%)	切れ・こすれ (6.4%)	激突 (4.5%)
酒製造	はさまれ・巻き込まれ (29.5%)	墜落・転落 (24.8%)	転倒 (14.0%)	動作の反動・無理な動作 (9.3%)	高温・低温の物との接触 (9.3%)
飲料製造	はさまれ・巻き込まれ (21.2%)	墜落・転落 (21.2%)	転倒 (15.4%)	高温・低温の物との接触 (11.5%)	動作の反動・無理な動作 (9.6%)
その他の食品	転倒 (29.7%)	はさまれ・巻き込まれ (18.8%)	切れ・こすれ (12.2%)	動作の反動・無理な動作 (10%)	高温・低温の物との接触 (5.5%)



## 解説

### 食品関連業界における労働災害の主な発生要因

#### 転倒災害

- 床の水濡れや飛散した油などで「滑る」
- 床に放置した物、床の凸凹や段差などで「躓く」
- 階段などで「踏み外す」

#### はさまれ 巻き込まれ 災害

- 機械を止めずに付着物・異物の除去や調整・清掃
- これらの作業を安全装置を無効化して行ってしまう

#### 墜落・転落 災害

- 脚立や踏み台の上で作業中にバランスを崩す
- 昇降時に滑る
- はしごの脚部が滑る

#### 火傷

- 油の飛散
- 転倒などで熱湯や高温のコーヒーやスープなどに接触する

#### 高齢労働者の 労働災害

- 加齢による身体的、精神的機能の低下

#### 外国人労働者 の労働災害

- コミュニケーション不足、作業ルールの理解不足などが原因



## 解説

職場の危険を把握するためのリスクアセスメントとその結果に応じたリスク対策を実施しましょう。

- 労働安全衛生の目的は、仕事をする**労働者の安全と健康を守る**ことにあります。
- この目的の達成には、**何が危険かを的確に把握し予防**することが必要です。
- 職場の危険を把握するためには**危険性や有害性**を洗い出し、リスクの高い労働災害の**未然防止や再発防止策**を講じましょう。怪我をしやすい機械・設備では、**ガードやインターロック**など安全装置のついたものにする、**非常停止装置**を作業者の**手の届く位置**に設置するといった対策をしましょう<sup>1</sup>。

### 対策の優先順位（小売業における切れ・こすれリスクの低減方法の例）

#### 本質的対策

- 精肉加工工場であらかじめスライスしておき、店内作業をなくす。

#### 工学的対策

- 精肉用のスライサーの刃の部分にガードを取り付ける。

#### 管理的対策

- 作業マニュアルやルールを作成し、定期的に従業員に教育する。
- 切れ、こすれリスクがある場所に注意喚起の表示をする。

#### 保護具の使用

- 耐切創手袋を着用する。



## 解説

**保護具やユニフォームは従業員に無償で提供してください。**

- 労働災害リスクを低減する上で**保護具**の使用は有効な対策です。また、**ユニフォーム**を導入している企業もあるでしょう。
- 国際的な基準では、保護具やユニフォームを労働者に**無償で提供**することが求められています。ILOの「職業上の安全及び健康に関する条約」（第155号）は、「職業上の安全及び衛生に係る措置は、労働者に費用を負担させてはならない」と規定しています。これは、企業は**労働者の安全に配慮する義務**があるため、安全に要する**費用負担を労働者側に課すことは妥当ではない**と考えに基づいています。



## 解説

### 防火・防災対策のため適切な設備を導入するとともに、避難訓練等を実施しましょう。

- **消防法**は、工場や飲食店等の廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設について避難の支障になるような障害物が置かれることがないようにするなど、防火対策を適切に行うことを管理者に義務付けています。
- 食品企業等が策定する「サプライヤー行動規範」などでも**非常口や避難経路の確保**が含まれていることがあります。非常口の設置や非常口の扉を常時利用可能な状態にすること、施設内部にいる人が瞬時に扉を開けられる状態にすること、非常灯を含む避難誘導等の設置などが取引先等から求められることがあります。
- こうした要請の多くは関係法令を遵守していれば問題がないことがほとんどですが、理想的には非常口が避難する方向に向かって**ワンアクション（短時間かつ簡単）で外開き**にできることが望ましいといえます。
- 日本でしばしば見られるプラスチックカバー（サムターンカバー）のある非常口から避難するためには、①サムターンカバーを割る（外す）、②サムターンを回す、③ドアノブを回す、④ドアを開けるという4つのアクションが必要になり、慣れないと避難までに時間を要します。プラスチックカバーは施設を管理する側にとっては都合がよいものですが、非常時に避難する人からするとメリットはありません。
- ワンアクションでの避難を可能にする**非常口・防火戸用プッシュオープンバー**などであれば非常時の逃げ遅れを防止できます。こうした設備投資にはコストを要するため、導入するかは経営判断になりますが、設備改修などが必要なタイミングがあれば、**避難する人の目線**に合わせた設備の導入を検討してみてください。

#### 【消防法第8条2の4】

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。



## 解説

労働安全衛生に取り組むことは、人材確保や生産性の向上、食の安全などのメリットを企業にもたらしめます。

- 労働安全衛生に取り組むことは、**企業の人材確保や生産性向上、食の安全等**の効果があります。
- 逆に、労働災害が発生すると従業員の休業による**人手不足や生産性の低下、事故が報道やSNSで拡散されること**で**売上の減少や企業イメージの悪化**といった損害が企業に発生します。

### 労働安全衛生に取り組むメリット

#### 人材確保

- 働きやすい会社であると評判になり、**応募が増えた**
- 労働安全の取組を説明したら、**応募する就活生が増えた**
- 働き甲斐を感じる従業員が増え、**離職率が下がった**
- 安全な職場環境であることが従業員の**家族に安心感**を与え、**従業員が定着する**

#### 生産性の向上

- 労働安全対策として設備保全の力を入れたところ、**一時的な機械停止が3割減った**
- ベルトの巻き込まれ対策を講じたところ**製品ロスの削減**につながり、**歩留まりがよくなった**
- 切創対策としてカット野菜に切り替えたところ、**生産性が向上した**

#### 食の安全

- 機械に安全カバーを取り付けたら、すき間からの**異物混入がなくなった**
- 安全目的の定位置管理や作業ルール遵守の取組が定着し、**異物混入対策のルール徹底**につながった
- 火傷対策ではじめた**スープサーバー**や**ご飯盛り付け器**の導入により、**異物混入がなくなった**



## 解説

農林水産省の「食品産業の従業員の安全と健康の確保」ウェブサイトには労働安全衛生水準を改善するために役立つ情報が揃っているので、参考にしてください。



【「食品産業の従業員の安全と健康の確保」ウェブサイトに含まれるコンテンツ】

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou\\_anken.html#a2](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou_anken.html#a2)

- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範
- 食品産業の安全な職場づくりハンドブック
  - 食品産業の安全な職場づくりハンドブック
  - 食品企業の労働安全の取組&対策事例集
  - 食品産業の安全コンサルタントによる安全診断・指導・調査分析事業（令和3年度）
- 労働災害と労働安全衛生の基礎情報
- 労働災害の防止対策
- お役立ち情報



## 関連する日本及び国際的な法令・基準・ガイドライン



- 労働安全衛生法
  - 事業者の講ずべき措置等（第20条～第27条）
  - 技術上の指針等の公表等（第28条）
  - 事業者の行うべき調査等（第28条の2）
  - 爆発性の物等の表示等（第57条）
- 労働安全衛生規則



- 世界人権宣言
  - 生命、自由、身体の安全に対する権利（第3条）
- 社会権規約
  - 安全かつ健康的な作業条件（第7条b）
- ILO
  - 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約（第155号）、同勧告（第164号）
  - 2006年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第187号）、同勧告（第197号）
  - 多国籍企業宣言
    - 安全衛生（第43-46項）
- OECD多国籍企業行動指針V章4.c)

# 労働安全衛生の確保

出所・参考資料・リンク集

## 出所

- 1 農林水産省「食品産業の安全な職場づくりハンドブック」2021年、8、35、39、42頁。

## 参考資料・リンク集

### ●省庁・公的機関

- 厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05821.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05821.html)
- 農林水産省「食品産業の従業員の安全と健康の確保」  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou\\_anken.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou_anken.html)
- 農林水産省「食品産業の安全な職場づくりハンドブック」2021年  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/roudou\\_anken-48.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/roudou_anken-48.pdf)
- 法務省「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応（詳細版）（「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書）」2021年  
<https://www.moj.go.jp/content/001376897.pdf>

### ●国際機関・各国政府

- ILO「ILOヘルプデスク：労働安全衛生 Q&A」  
[https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/questions-answers/WCMS\\_634196/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/questions-answers/WCMS_634196/lang--ja/index.htm)
- ILO, Code of practice on safety and health in agriculture, 2010  
[https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/questions-answers/WCMS\\_159457/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/questions-answers/WCMS_159457/lang--ja/index.htm)
- ILO, Safety and Health at the heart of the Future of Work: Building on 100 years of experience, 2019  
[https://www.ilo.org/safework/events/safeday/WCMS\\_686645/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/safework/events/safeday/WCMS_686645/lang--en/index.htm)